

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る派遣交換留学の実施ガイドライン
(2022. 03. 10 改定)

学校法人東北学院の危機管理の基本方針に基づき、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19 と言う。）が世界的な広がりを見せる中での派遣交換留学の実施ガイドラインを次のとおり定める。

0. 本院の危機管理の基本方針

学校法人東北学院危機管理規程

(基本方針)

第2条 本院の危機管理体制は、平常時にあつては全教職員が常に危機意識を持って危機の回避及び迅速な対応を心がけ、危機発生時にあつては人命の安全確保を最優先し、被害の抑制、軽減及び二次災害の防止に努め、速やかに業務の再開及び原状回復を図ることを基本方針とする。

1. 対象

このガイドラインの対象は、学生交換協定に基づく交換留学とする。

認定留学及び短期留学は、当分の間、引続き中止する。

2. 実施の判断基準

(1) 渡航前

次に掲げる①から⑥の基準に基づき、派遣交換留学開始の2ヶ月前の月の1日に実施可否を判断する。①から④については、経由国・地域も判断の際の対象とする。

状況により、出発日の前日までの間に中止を決定する場合もある。

最終的な決定は、学長の判断による。

①外務省の危険情報

レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	実施。 十分な注意が必要
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。	中止
レベル3：渡航は止めてください。	その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください。（場合によっては，現地に滞在している日本人の	中止

ださい。(渡航中止勧告)	方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	中止

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html>)

②外務省の感染症危険情報

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	実施。 十分な注意が必要
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。	原則中止。 渡航先の状況により例外的に実施することもある
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	原則中止。 渡航先の状況により例外的に実施することもある
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	中止

(https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

③学生及び保護者の希望

外務省の感染症危険情報（②）がCOVID-19によりレベル2又はレベル3の場合、学生及び保護者が感染症危険レベルの状況を理解した上で強く留学を希望している場合に実施可とする。

④受入れ許可

渡航先の国・地域及び派遣先協定校が受入れを許可している場合に実施可とする。

⑤ワクチン接種

原則として、渡航の 14 日前までに COVID-19 ワクチンを 3 回接種している場合に実施可とする。アレルギー等により接種できない場合は、例外的に接種なしで実施可とすることもある。

⑥海外旅行保険等

大学が定める海外旅行保険及び海外危機管理システム「J-TAS」に加入する場合に実施可とする。

(2) 渡航後

次に掲げる①又は②の基準に基づき実施可否を判断する。

最終的な決定は、学長の判断による。

①外務省の危険情報

外務省の危険情報がレベル 2 以上に引き上げられた場合は中止とする。

②外務省の感染症危険情報

外務省の感染症危険情報がレベル 4 に上がった場合は中止とする。

(主管部署：国際交流部国際交流課)

2021. 07. 02 制定

2021. 10. 21 改定

2022. 03. 10 改定